

令和7年度

第1回 いわき市部活動地域展開推進検討委員会

日 時：令和7年5月23日（金） 14：30～

場 所：東分庁舎5階 大会議室

★目 次★

1 報告事項

- (1) いわき市部活動地域展開推進検討委員会設置要綱の改定について P 1
- (2) 部活動地域展開改革の理念 P 2
- (3) 令和 6 年度モデル事業実施内容 P 3
- (4) 現状報告および今後の予定について P 4
- (5) 令和 7 年度モデル事業実施案 P 5

2 協議事項

- (1) 地域のスポーツ、文化芸術活動における環境整備について
地域展開の今後の見通し（案） P6
- (2) 令和 6 年度の課題への対応について（案） P7～P8
- (3) 令和 7 年度モデル事業における生徒の保険と対応について P9
- (4) 令和 7 年度部活動地域展開モデル事業の運営スケジュール（案） P10

1 報告事項

1－(1) いわき市部活動地域展開推進検討委員会設置要綱の改定について

いわき市部活動地域展開推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 いわき市立中学校における部活動の地域展開に関わる適正な運営を推進するため、いわき市部活動地域展開推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 部活動の地域展開のあり方に関する事項
- (2) 部活動の地域展開に関わる適正な運営の推進に関する事項
- (3) 部活動の地域展開における地域との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者及び別表第2に掲げる職員をもって構成する。

(委員会)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はいわき市教育委員会事務局教育部次長兼学校教育推進室長、副委員長はいわき市観光文化スポーツ部次長が務める。
- 3 委員長は、公務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、部活動の地域展開に係る具体事項を検討するため、必要に応じ、検討委員会の下部組織として、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育推進室学校教育課に

おいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

いわき市小中学校連絡協議会長
いわき市小学校長会長
いわき市中学校長会長
いわき地区中学校体育連盟会長
いわき市PTA連絡協議会長
いわき市体育協会長
福島県吹奏楽連盟いわき支部長
福島県合唱連盟いわき支部長
総合型地域スポーツクラブ連絡協議会理事長

別表第2（第3条関係）

いわき市観光文化スポーツ部次長
いわき市観光文化スポーツ部文化振興課長
いわき市観光文化スポーツ部スポーツ振興課長
いわき市観光文化スポーツ部いわき芸術文化交流館館長
いわき市教育委員会事務局教育部次長兼学校教育推進室長
いわき市教育委員会事務局生涯学習課長
いわき市教育委員会事務局学校教育課長
いわき市教育委員会事務局学校支援課長

1－(2) 部活動の地域展開改革の理念

- ◎ 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。**
- ※ 改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。**

令和7年5月「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要① 抜粋

いわき市の今後の方向性 令和6年度第3回検討委員会において決定（令和7年3月11日開催）

「令和9年度以降の休日について、地域展開の達成を目指す」

⇒ **つまり、『令和9年度以降、学校として休日の部活動は行わない』**

- ※ 休日に運動・文化芸術活動を希望する生徒は、各自の判断により地域の団体で活動する。
- ※ 国の動向（ガイドライン）や中体連の動向を注視しながら、柔軟に対応する。
- ※ 平日における地域展開は令和9年度よりモデル事業として実施予定。ただし、可能な種目から随時モデル事業を実施する方向で検討。（平日の取組みについては、今後検討していく）

1-(3) 令和6年度 モデル事業実施内容

R 6 実施種目	協力団体	実施期日	実施内容（参加人数）	指導者報酬
剣 道	いわき剣道連盟	●1回目:令和6年10月26日 ●2回目:令和6年12月14日	●1回目:市内全域対象(62人) 植田東中会場(指導者5人) (兼職兼業:2人) ●2回目:南地区対象(16名) 勿来一中会場(指導者5人) (兼職兼業:1人)	●1回目 ・指導者5人×4時間×1,600円 = 32,000 ●2回目 ・指導者5人×4時間×1,600円 = 32,000
合 唱	福島県合唱連盟 いわき支部	●令和6年11月16日	●市内2地区に分けて開催 北地区(24人)、南地区(19人)計(43人) アリオス会場(指導者6人) (兼職兼業5人)	●指導者6人×4時間×1,600円 = 38,400
サッカー	NPO法人いわき サッカー協会	●令和6年12月21日 ●令和7年1月25日→中止	●1回目:常磐地区での開催(25人) 湯本一小会場(指導者5人) (兼職兼業:0人) ●2回目:常磐地区での開催→中止 湯本一小会場(指導者5人)	●指導者5人×4時間×1,600円 = 32,000
陸 上	いわき陸上競技協会	●1回目:令和6年12月21日 ●2回目:令和7年1月18日 →中止	●1回目:いわき市3地区での実施 ・北地区:市陸上競技場会場(79名) ・中地区:湯本一中会場(40名) ・南地区:植田中会場(84名) (指導者20人)(兼職兼業:20名) ●2回目:いわき市3地区での実施 →中止	●指導者20人×4時間×1,600 =128,000
バスケットボール	いわき バスケットボール協会	●令和7年1月19日→中止	●市内4地区での開催→中止 ・好間中会場 ・内郷二中会場 ・小名浜二中会場 ・磐崎中会場 (指導者16人)(兼職兼業8人)	
ソフトボール	いわき市 ソフトボール協会	●1回目:令和7年1月19日 →中止 ●2回目:令和7年1月26日 →中止 ●3回目:令和7年3月2日	●1回目:市全域対象→中止 ●2回目:市全域対象→中止 ●3回目:市全域対象:新舞子G (指導者5名)(兼職兼業:1名)	●指導者5人×4時間×1,600円 = 32,000
ソフトテニス バドミントン	総合型地域スポーツクラブ	●1回目:令和7年3月1日 ●2回目:令和7年3月8日	●1回目:小名浜一中 テニス部(24名)、バドミントン部(28名) ●2回目:小名浜一中 テニス部(24名)、バドミントン部(31名)	●派遣料(2回分)

1－(4) 現状報告および今後の予定について

1 現状報告

4月～ 令和7年度いわき市の方向性、モデル事業案について下記会議にて説明（参考資料P 5）

- ・ 4月11日（金）市中体連運営会議出席（横須賀、浦島、鯨岡アドバイザー）
- ・ 4月25日（金）いわき市体育協会理事会出席（浦島、鯨岡アドバイザー）

2 今後の予定について

5月～6月末

市体育協会の各協会、連盟、中体連専門部とスポーツ振興課、文化振興課、学校教育課の事務局によるモデル事業実施に向けての具体的な方向性について合同協議を実施。

(1) 各団体との説明・協議内容（参考資料P 6）

- ① 令和7年度部活動地域展開の概要（市の共通理念、令和9年度までの方向性等）
 - ② 予算の提示・実施方法・回数・実施予定日、会場確保等について
 - ③ 参加生徒・指導者の概要について
 - ④ 生徒、指導者の保険について
 - ⑤ その他
- (2) 1学期中には全種目の実施計画を作成し、市内全中学校に配付するとともに、生徒の参加申し込みを開始する。（9月よりモデル事業開始予定）

8月 第2回部活動地域展開推進検討委員会にて令和7年度モデル事業の詳細について報告

- ### 3 その他
- ① 令和7年度のモデル事業実施の詳細については、各学校に資料を配付するとともに、後日オンデマンドにて配信予定。（夏期休業中に配信）
 - ② 平日の地域展開においても実施可能な種目からモデル事業等の準備を進める。

1－(5) 令和7年度モデル事業実施案

※新規種目の野球・バレーボール以外の種目においても協会・連盟の積極的な意向があれば随時協議・実施の方向で検討する。

R7実施種目	協力団体	令和7年度実施予定内容（案）	
剣 道	いわき剣道連盟	・市内5地区で実施 1地区2回実施 指導者4人×10回＝40人	継続
合 唱	福島県合唱連盟 いわき支部	・市内3地区で実施 1地区2回実施 指導者3人×6回＝18人	継続
サッカー	NPO法人いわき サッカー協会	・市内4地区で実施 1地区2回実施 指導者3人×8回＝24人	継続
陸 上	いわき陸上競技協会	・市内5地区で実施 1地区2回実施 指導者5人×10回＝50人	継続
バスケットボール	いわき バスケットボール協会	・市内4地区午前・午後に分けて実施 年2回実施 指導者3人×16ヶ所＝48人	継続
ソフトボール	いわき市 ソフトボール協会	・市内一斉での実施 年3回実施 指導者5人×3回＝15人	継続
ソフトテニス バドミントン	総合型地域スポーツクラブ	・委託事業 年3回実施	継続
野 球	いわき野球連盟	・内容は今後検討 R5生徒数390人 市内3～4地区で実施 年3回実施×指導者5人 ＝15人	新規
バレーボール	いわき バレーボール協会	・内容は今後検討 R5生徒数 男子100人、女子380人 市内3～4地区で実施 年3回実施×指導者5人 ＝15人	新規

2 協議事項

2－(1) 地域のスポーツ、文化芸術活動における環境整備について 地域展開の今後の見通し（案）

	休 日		平 日	
	学校部活動	地域団体	学校部活動	地域団体
令和7年度	・あり (モデル事業)	・モデル事業実施	・あり	・平日モデル事業構想
令和8年度	・あり (モデル事業)	・モデル事業実施	・あり	・平日モデル事業実施計画策定
令和9年度	・なし	・地域展開活動	・あり (モデル事業)	・モデル事業実施 ・暫定地域展開※
令和10年度以降 (タイムラグ)	・なし	・地域展開活動	・あり (モデル事業)	・モデル事業実施 ・暫定地域展開※
令和X年度	・なし	・地域展開活動	・なし	・地域展開活動

※ 暫定地域展開とは、地域団体が休日及び平日の活動をしている場合、学校部活動に所属しない生徒が、正式に地域団体に所属して活動することと、休日のモデル事業のみ参加する生徒が混在する状況を指す。

2-(2) 令和6年度の課題への対応について（案）

【R6課題1】 受け皿の確保に向けて

- ◎ R6モデル事業のアンケート結果（保護者）から、会場が離れていることで「送迎できない可能性がある」といった課題が多くあげられた。



「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保」することを基本にしたモデル事業を実施しながら検証を継続。

【提 案】

- 1 今年度のモデル事業において、各協会、連盟に協力を依頼し、可能であれば市内各地域で分散してモデル事業を実施し、送迎面での課題を検証（事後アンケートを含む）を行う。
- 2 既存のクラブチーム・スポーツ少年団および、新たに設立を希望するするチーム等で受け皿を確保し、いわき市内にどの程度のチームが受け皿となりうるかを検証するとともに、令和8年度のモデル事業（プレ事業）および9年度以降の地域展開に参加してもらえるような仕組みを整える。

2－(2) 令和6年度の課題への対応について（案）

【R6課題2】 人材（指導者）の確保

【提 案】

- 1 いわき市民（小中学校教職員含む）を対象に「地域展開人材バンク」を設置。モデル事業や今後の休日の地域展開に向けた人材確保はもちろん、指導者としてどの程度の参加希望があるのかを検証するとともに、今後継続的に活用する。

※ 令和8年度からは「地域展開人材バンク」を活用しての取り組みを実施。ただし、令和7年度からの活用も視野に入れる。

【その他】 アンケート調査の実施

- ・ 生徒、保護者を対象としたニーズ調査アンケートを実施し、現状を把握する。
- ・ 各協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブを対象とした、アンケート調査を実施し、受入れ先の現状を把握する。

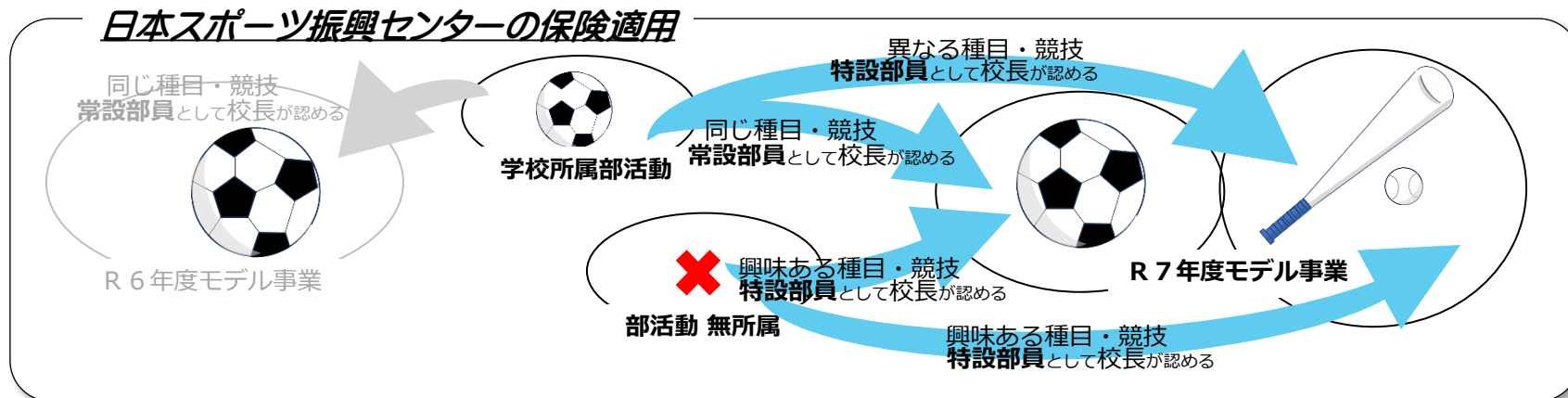
2－(3) 令和7年度モデル事業における生徒の保険と対応について

- 校長が部活動と認めれば保険適用 ※昨年度同様
「学校の管理下」ということ

「学校の管理下」とは

① 主体が学校であり部活動の位置づけで実施している場合

- 対 応
- ① 令和6年度と同様に、「参加生徒名簿」を学校へ送付
 - ② 参加生徒を常設部・特設部員として、一律に部活動所属生徒であると学校長が認めた上で「部活動の一環として参加を承認」する参加承諾書を市教委に送付してもらうことにより主体が学校であることとする。



② 学校の設置者等に委嘱された外部指導者の適切な活動の下に行われる部活動

- 対 応
- ① モデル事業における指導者名簿を、各協会・連盟から市教委に送付。
 - ② 今年度は全ての指導者を、「市教委が委嘱する」とし、「委嘱状」を各連盟・協会に送付する。⇒ 各協会・連盟から配付していただく。

2－(4) 令和7年度部活動地域展開モデル事業の運営スケジュール（案）

月	推進検討委員会	事務局	学校・生徒	各協会及び実施団体
5月	23日 第1回推進 検討委員会	23日 第1回推進検討委員会 23日～ ・R7モデル事業実施日検討（協議）		23日～ ・R7モデル事業実施日検討（協議）
6月		～30日 ・R7モデル事業実施日・会場等決定 ・オンデマンド説明会制作	3日～11日 ・市中体連総合大会	～30日 ・R7モデル事業実施日・会場等決定
7月		1日 ・R7モデル事業実施日・会場等集約 12日 ・各学校へR7モデル事業案内送付 22日～8／31 ・オンデマンド説明配信	・部活動実施 2日～4日・県中体連陸上大会 12日・吹奏楽コンクール支部大会 22日～25日・県中体連総合大会 26日・吹奏楽コンクール県大会	1日 ・R7モデル事業実施日・会場等事務 局へ報告
8月		18日 ・R7モデル事業参加申し込み期限 25日 ・学校、各協会、実施団体へ参加者一 覧送付	25日～ ・一覧を受理し、参加承諾書作成	25日～ ・参加者一覧をもとに受け入れ準備開 始
9月		1日 ・参加承諾書受理 6日～ ・モデル事業実施（2月まで）	～1日 ・参加承諾書を事務局に提出 6日～ ・モデル事業に参加（2月まで）	6日～ ・モデル事業実施（2月まで）

参 考 資 料

日 時：令和 7 年 5 月 2 3 日（金） 14：30～

場 所：東分庁舎 5 階 大会議室

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要①

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

令和7年5月

地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ
地域文化芸術活動ワーキンググループ

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ●具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ●対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 1

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</u> ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、<u>当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。</u> ・<u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。</u>まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。</u>
次期 改革期間	「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度</u>） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</u> ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、<u>中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。</u>
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合う</u>ことが重要）。 ※<u>受益者負担の水準</u>については、<u>国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保</u>も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐため、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については<u>確実に措置</u>を行う必要。 ・<u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

令和7年度 部活動地域展開モデル事業実施計画書

部活動の地域展開改革の理念

令和6年12月「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ(案)概要
(令和6年12月地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ 地域文化芸術活動ワーキンググループ)

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが主目的。**
- 学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。**
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重。
- ※ 改革を実現するための手法を考える際には、**教師の負担軽減**を図ることや**良質な指導等を実現**することについても考慮。

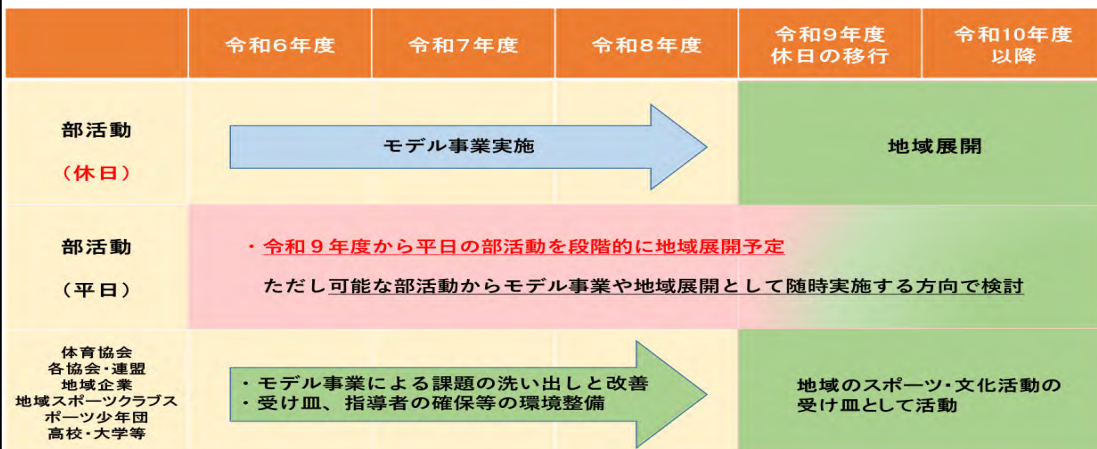
共通理念 いわき市の共通理念

- ① 子供たちのニーズに応じた持続可能なスポーツ活動を、地域を中心に推進していく。
- ② 教職員の働き方改革を推進するため、部活動指導等による多忙化解消の一助とする。

令和9年度以降について(地域展開の将来像)

「令和9年度以降の休日について、地域展開の達成を目指す」
⇒ つまり、『令和9年度以降、学校として休日の部活動は行わない』

- ※ 休日に運動・文化芸術活動を希望する生徒は、各自の判断により地域の団体に活動する。
- ※ 国の動向(ガイドライン)や中体連の動向を注視しながら、柔軟に対応する。
- ※ 平日における地域展開は令和9年度よりモデル事業として実施予定。ただし、可能な種目から随時実施する方向で検討。



令和6年度モデル事業におけるいわき市の課題と解決に向けて

●主な課題 【保護者】⇒ ・送迎面での不安 ・受益者負担 【指導者・関係者】⇒ ・指導者不足

●課題の解決に向けて

- ① 受け皿の確保 ・市内各地域にスポーツ・文化芸術環境を整備し、送迎による格差をなくす。
- ② 指導者の確保 ・小中教員、市民の人材バンク登録制度の構築。

※ 今後具体的な課題解決案を検討



令和7年度のモデル事業 ⇒ 『令和9年度の休日の地域展開を見据えた事業の展開』

- ① いわき市の課題解決に向けて
- ② 実施主体(協会・連盟)を中心とした関係機関との更なる連携の強化

令和7年度 モデル事業実施案

※ 新規種目の野球・バレーボール以外の種目においても随時協議・実施の方向で検討。

R7実施種目	協力団体	令和6年度実施内容	令和7年度実施予定内容(案)	
剣道	いわき剣道連盟	●1回目:市内全域対象(R6.10.26) ・植田東中会場(指導者5人) ●2回目:南地区対象(R6.12.14) ・勿来一中会場(指導者5人)	・市内5地区で実施 1地区2回実施 指導者4人×10回=40人	継続
合唱	福島県合唱連盟 いわき支部	●市内2地区に分けて開催(R6.11.16) ・北地区、南地区ともにアリオス会場(指導者6人)	・市内3地区で実施 1地区2回実施 指導者3人×6回=18人	継続
サッカー	NPO法人いわき サッカー協会	●1回目:常磐地区での開催(R6.12.21) ・湯本一小会場(指導者5人) ●2回目:常磐地区での開催(R7.1.25)→中止 ・湯本一小会場(指導者5人)	・市内4地区で実施 1地区2回実施 指導者4人×8回=32人	継続
陸上	いわき陸上競技協会	●1回目:いわき市3地区での実施(R6.12.21) ・北地区(市陸上競技場会場) ・中地区(湯本一中会場) ・南地区(植田中会場) 指導者合計20人 ●2回目:いわき市3地区での実施(R7.1.18) →中止	・市内5地区で実施 1地区2回実施 指導者5人×10回=50人	継続
バスケットボール	いわき バスケットボール協会	●市内4地区での開催(R7.1.19)→中止 ・好間中会場 ・内郷二中会場 ・小名浜二中全会場 ・磐崎中会場 指導者合計24人	・市内4地区午前・午後に分けて実施 年2回実施 指導者3人×16ヶ所=48人	継続
ソフトボール	いわき市 ソフトボール協会	●1回目:市全域対象(R7.1.19)→中止 ●2回目:市全域対象(R7.1.26)→中止 ●3回目:市全域対象(R7.3.2)指導者5人	・市内一斉での実施 年3回実施 指導者5人×3回=15人	継続
ソフトテニス バドミントン	総合型地域SC	●小名浜第一中学校対象(指導者派遣事業) ・1回目(R7.3.1) ・2回目(R7.3.8)	・委託事業 年3回実施	継続
野球	いわき野球連盟		・内容は今後検討 R5生徒数390人 市内3~4地区で実施 年3回実施×指導者5人 =15人	新規
バレーボール	いわき バレーボール協会		・内容は今後検討 R5生徒数 市内3~4地区で実施 年3回実施×指導者5人 =15人	新規

令和7年度 モデル事業の主な変更点

※令和6年度の反省をもとに、学校の業務負担軽減を考慮。

内 容	令和6年度	令和7年度の対応(案)
参加対象生徒	・モデル事業対象種目の部活動所属生徒	・ いわき市内全中学生を対象
保険について	・モデル事業対象種目においては、部活動の一環として実施する。 ⇒ 日本スポーツ振興センター対応	・参加生徒を全て部活動生徒の一員(特設部活動の一員)と学校長が認めることで、全て振興センターの保険適用とする
参加生徒確認方法	・参加申込み生徒名簿を事前に学校へ送付し、情報共有を行うとともに、顧問から申し込みされていない生徒へ声かけを行う	・昨年同様、参加申し込み生徒名簿を学校に送付 ◎学校業務の負担軽減として ①生徒名簿送付後の生徒個人への参加確認や学校長からの承諾書の返送は行わない ②校長からの承諾書がなくとも日本振興センター保険の適用可についての共有 ※モデル事業対象部活動の生徒については、「部活動の一環」として実施することを各学校で事前に理解をいただく。
緊急連絡体制	・市教委指導主事がモデル事業に常時滞在し、緊急時の対応を行う	①将来を見据えた対応として、事故・怪我・緊急搬送等については協会・連盟等、実施主体で対応する。 ※事故・怪我発生時に登録された生徒の緊急連絡先や学校関係者への連絡等を実施主体で対応する。 ②参加生徒名簿(健康面のチェック等個人情報)を実施主体にも送付し、情報共有を図るとともに、事故・怪我の未然防止に努めてもらう。

その他・今後の予定について

- ① 令和7年度より、従来の「地域移行」という名称から『地域展開』へ変更。
- ② 令和7年度のモデル事業実施の詳細においては、後日オンデマンドにて配信・説明予定。
- ③ 1学期中に各協会・連盟、中体連専門部等と令和7年度のモデル事業の打ち合わせを行い、2学期以降に各種目で実施予定。
- ④ 平日の地域展開においても可能な種目から準備を進める。

令和7年度 部活動地域展開モデル事業実施計画書

部活動の地域展開改革の理念

令和7年5月「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ概要① 抜粋

◎急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
○学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
○スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

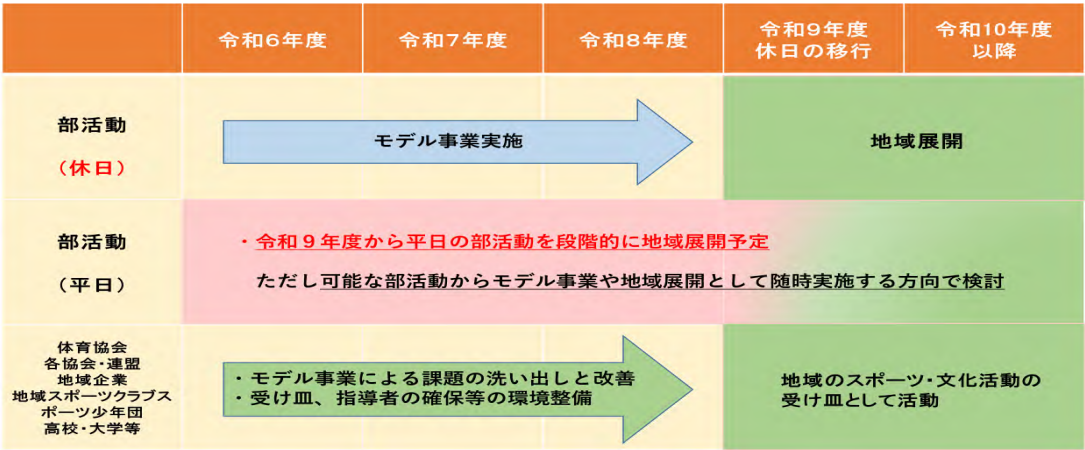
共通理念 いわき市の共通理念

- ① 子供たちのニーズに応じた持続可能なスポーツ活動を、地域を中心に推進していく。
- ② 教職員の働き方改革を推進するため、部活動指導等による多忙化解消の一助とする。

令和9年度以降について(地域展開の将来像)

「令和9年度以降の休日について、地域展開の達成を目指す」
⇒ つまり、『令和9年度以降、学校として休日の部活動は行わない』

※ 休日に運動・文化芸術活動を希望する生徒は、各自の判断により地域の団体に活動する。
※ 国の動向(ガイドライン)や中体連の動向を注視しながら、柔軟に対応する。
※ 平日における地域展開は令和9年度よりモデル事業として実施予定。ただし、可能な種目から随時実施する方向で検討。



令和6年度モデル事業におけるいわき市の課題と解決に向けて

●主な課題 【保護者】⇒ ・送迎面での不安 ・受益者負担 【指導者・関係者】⇒ ・指導者不足

- 課題の解決に向けて
- ① 受け皿の確保 ・市内各地域にスポーツ・文化芸術環境を整備し、送迎による格差をなくす。
 - ② 指導者の確保 ・小中教員、市民の人材バンク登録制度の構築。
- ※ 今後具体的な課題解決案を検討



令和7年度のモデル事業 ⇒ 『令和9年度の休日の地域展開を見据えた事業の展開』
① いわき市の課題解決に向けて
② 実施主体(協会・連盟)を中心とした関係機関との更なる連携の強化

令和7年度 モデル事業(細案)				
項目	実施案			
予算				
会場				
参加対象生徒	市内市立全中学生（1～3年生）			
指導者	1回の練習会で●人を予定 ※教員以外の指導者の確保を基本			
実施方法・回数	【合同練習会】 計●回実施 北地区4回 ○○中～○○中 中地区4回 ○○中～○○中 南地区4回 ○○中～○○中 ※参加人数が多いため3地区に分けて実施 ※協会で考えている実施方法を確認			
実施予定日	①令和 年 月 日（ ） ②令和 年 月 日（ ） ③令和 年 月 日（ ） ④令和 年 月 日（ ）			
受益者負担	令和7年度なし			
生徒保険	日本振興センター保険			
生徒の送迎	現地集合・現地解散 ※徒歩移動中の事故・ケガ保険は日本スポーツ振興センター適用			
指導者保険 指導者報酬	各協会・連盟または各自加入すること 報酬予算確保			
その他	令和7年度モデル事業の方向性 (1) 部活動の一環として実施 (2) 指導者を市教育委員会で委嘱 (3) 「いわき市小中学校部活動運営方針」に則って実施 ・実施日は土曜日または日曜日 ・指導時間は3時間（後片付けも含めて4時間以内） ・事故、怪我発生時の対応等について共通理解を図る			

令和7年度 部活動地域展開指導者の募集について (人材バンク登録について) (案)

いわき市では、令和9年度から休日（土曜日・日曜日、祭日）の中学校の部活動を地域で展開することを目指して準備を進めています。令和6年度から「部活動地域展開モデル事業」をスタートさせ令和8年度まで実施。その成果と課題を検証し令和9年度につなげていこうとしているところです。部活動の地域展開を進めるうえでは、様々なスポーツ種目、文化活動を行う地域クラブ（仮称）において、多くの指導者が必要となります。そこで、

- 今後のモデル事業への参加も含めて、将来の地域展開に向けて「指導者」として携わりたい、
- 将来、地域の指導者として、児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の指導・育成に携わりたい、
このような希望を持たれている

市民の皆さま！ 教職員の皆さま！ まずは、

「令和7年度部活動地域展開モデル事業の指導者」として登録し、休日の活動で力を貸していただけませんか？

モデル事業とは？

令和9年度以降の休日の地域展開に向けて、将来を見据えた方法での実施や課題の検証を行うために令和6年度から実施している取り組み。

令和8年度まで実施予定。

申込み



指導内容は？

土・日のいずれか、準備・後片付けを含めて4時間以内（指導は3時間以内）の業務が基本になります。

登録いただいた専門種目について指導をお願いしますが、指導内容の詳細については、実施主体の団体との打ち合わせになります。

登録後はどうするの？

モデル事業に参加する実施主体（協会・連盟・地域クラブ等）で指導者が不足する場合に直接、お手伝いをお願いする連絡が届きます。日時・場所・報酬等の条件を確認いただき参加の可否を伝えます。

※教職員の皆様が登録する場合には、校長先生にご相談いただき、別紙「兼職兼業の手続き」により、申請を行います。

登録の方法は？

申し込みについては、中央の二次元コードからフォームにアクセスし、案内に沿って必要事項への記入をお願いします。



問い合わせ

いずれも
部活動地域展開担当まで